

接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）概要

令和3年9月2日

事務局

「接続料の算定等に関する研究会第五次報告書（案）」概要

- 本研究会では、電気通信ネットワークのIP化が進展する中、接続料の算定方法や指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルール¹の在り方等を検討。
- 令和2年9月に第四次報告書を取りまとめて以降、令和3年6月までに10回の会合を開催し、次の①～⑤の事項について、検討・フォローアップ等を実施。これらの検討結果等について、第五次報告書(案)として取りまとめ。

①指定設備を用いた卸役務の適正性確保

ガイドライン(GL)に基づく検証、必要なルールを検討。

【光サービス卸】

- ・NTT東西において「その他の検証」及び「時系列検証」を実施。透明性の向上に寄与。
- ・引き続き検証結果を確認(毎年11月末)。

【モバイル音声卸】

- ・「重点的検証」及び「時系列検証」対象のMNO3社による接続機能の実装を踏まえ代替性再検証を実施。
- ・検証の結果、評価保留とし、本年12月までの対応を踏まえた再検証を実施。

【今後の検討】

- ・GLに基づく検証は当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備を検討。

②フレキシブルファイバ(FF)に求められる対応

NTT東西が携帯電話基地局向けに卸役務で提供している光ファイバ(FF)について必要なルールを検討。

【接続で取り扱う範囲の明確化】

- ・接続拒否事由に該当しない限り、接続応諾義務あり。
- ・ビル屋上のFFについては、5/24にNTT東西から約款変更の認可申請、7/30に総務大臣から認可。
- ・ルーラルエリア等のFFについては、第2四半期(7～9月)までに申請予定。

【卸役務で提供されるFFの適正性等の確保】

- ・約款変更の認可申請、実際の提供状況等を確認。
- ・卸役務の提供状況について、継続的かつ適切に実態を把握。

③5Gのネットワーク機能開放

5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放の在り方等について検討。

【事業者間協議】

MNO3社とMVNO委員会で事業者間協議を実施。

＜想定される開放形態＞

- ①L3接続相当(サービス卸)
 - ②ライトVMNO(スライス卸/API開放)
 - ③L2接続相当
 - ④フルVMNO(RANシェア)
- ※①及び限定的な②のみ実現見通し有

【検討結果】

- ・MNOがMNOと同時期にサービス提供できるよう、総務省の注視の下、個社間協議の実施。
- ・卸による提供が想定されることから、卸に係る事前の情報開示等のルール化を検討。
- ・実現が見通せない開放形態についても検討を継続。

④携帯電話料金と接続料等の関係

MNOの新料金プラン導入を踏まえ、「MNOの設定する利用料金、回線費用と営業費を上回っているかによって、MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるか」を検証。

【検討結果】

- ・MNO3社の試算結果等に基づく検証の結果、直ちに原価割れの状況とは言い切れないものの、データ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点からの疑義は残った。
⇒データ接続料の算定に関する要請を実施。
- ・「新料金プラン」に限らない市場画定等モバイル市場の性質を踏まえた検証の実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討。

⑤モバイル接続料の適正性向上

昨年度届出接続料の検証を踏まえ、接続料算定方法の更なる精緻化を検討。

【検討結果】

- ＜予測の算定方法＞
- ・見込み反映を原則とすることの明確化。
- ・算定方法の検証可能性確保のため、算定根拠の記載のばらつき²の解消。等
- ＜原価＞
- ・客観的な検証を進めるため、原価の抽出・配賦方法に関する算定根拠の拡充。
- ＜利潤(βの見直し)＞
- ・自己資本利益率に用いるβについて、各社のβを加重平均したものを基礎とする算定方法に変更。
- ＜需要＞
- ・需要の詳細な算定方法や実トラヒック等について把握するための算定根拠等の拡充。